

千葉市被災がけ防災工事等 補助事業

※令和11年度まで

自然災害により被災したがけの災害防止又は復旧等を
目的とした工事に係る費用の一部を補助します！

事業の概要

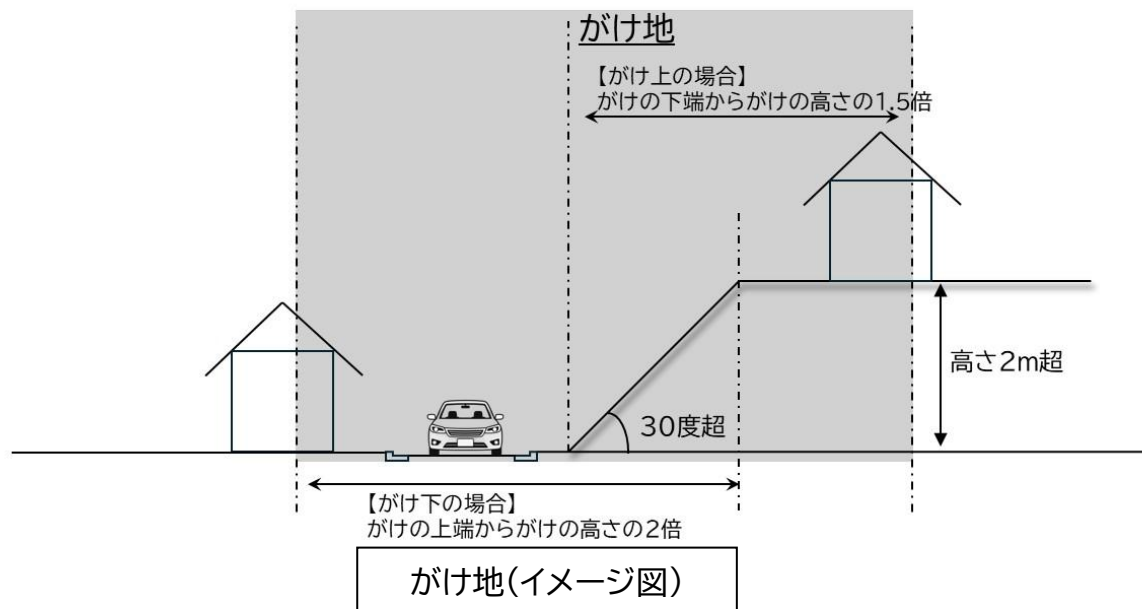
令和8年8月千葉豪雨及び台風第25号(令和8年9月)などにより市内各所でがけ崩れが発生し、市民生活に大きな影響を与えています。このことから本市では、住民の安全確保及び早期の生活再建を図るため、被災したがけにおける擁壁の新設・補修・補強、法面保護等の工事を行う際に費用の一部を補助します。

補助の対象

種 別	補 助 対 象	補助率・上限額
防災工事	がけの災害の防止または復旧を目的とし、宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)または建築基準法で定める技術的基準に適合する工事	工事費用の1/3かつ 上限300万円
減災工事	がけの変状または変形の進行の抑制を目的とし、補修・補強等を行うことによる減災効果が適当であると市長が認める工事	工事費用の1/3かつ 上限100万円

がけ地とは・・・

がけの上にあってはがけの下端から当該がけの高さの1.5倍、がけの下にあってはがけの上端から当該がけの高さの2倍に相当する距離以内の場所



1 補助対象の主な条件

① 補助対象となる方

次のすべてに該当することが必要です。

- ☐ 営利目的でない個人である(法人でない)
- ☐ 防災工事または減災工事を行うがけの所有者、管理者または占有者である
- ☐ 市税を滞納していない
- ☐ 売却を目的として工事を行う者ではなく、工事完了後 10 年以上にわたり所有する者

② 補助対象となる土地

次のすべてに該当する土地であることが必要です。

- ☐ 千葉市内にある
- ☐ 令和8年8月千葉豪雨及び台風第25号等により、がけ地に存する建築物の罹災証明書又は土地の被災証明書を受けている
- ☐ 盛土規制法等による監督処分等を受けていない
- ☐ その他規則、関係法令又はこの法令に基づく市の指示に違反が認められない

③ 補助対象となるがけ

次のすべてに該当するがけであることが必要です。

- ☐ がけの高さが2mを超えている
- ☐ 個人が所有している土地で、がけ地(※P1 参照)内に主に居住用の建築物または道路等※1 がある
- ☐ 建築基準法第42条第2項の道路後退(セットバック)が必要となる部分や開発行為に伴う道路拡幅の範囲内ではない(減災工事の場合)
- ☐ この補助金の他に、国、県等の補助金(当該補助事業と同種事業を実施した場合、対象となる経費が重複しない場合はその事業は除く)を受けていない、または受ける予定がない

※1 建築基準法第42条に規定する道路及び第43条第2項に規定する道又は空地、その他これらに類するもので市長が認めるもの

※補助対象の条件の詳細等については、都市安全課(043-245-5337)にお問い合わせください！

2 補助対象となる工事の例

■防災工事

古い擁壁を取り壊し、盛土規制法や建築基準法に適合した擁壁に造り替える場合や、擁壁などが無い自然がけに、新しく擁壁などを設置する工事が対象となります。

【対象工事例】

- ・間知擁壁の設置
- ・鉄筋コンクリート(RC)擁壁の設置 など

防災工事の例



間知擁壁



鉄筋コンクリート(RC)擁壁

■減災工事

既存の擁壁の強度を向上させる工事や、排水施設を設ける工事などが対象となります。

【対象工事例】

- ・アンカーの設置
- ・水抜き穴の設置
- ・鉄筋や金網などを使用した補強工事 など

減災工事の例



アンカーの設置



水抜き穴の設置

※補助対象とならない工事

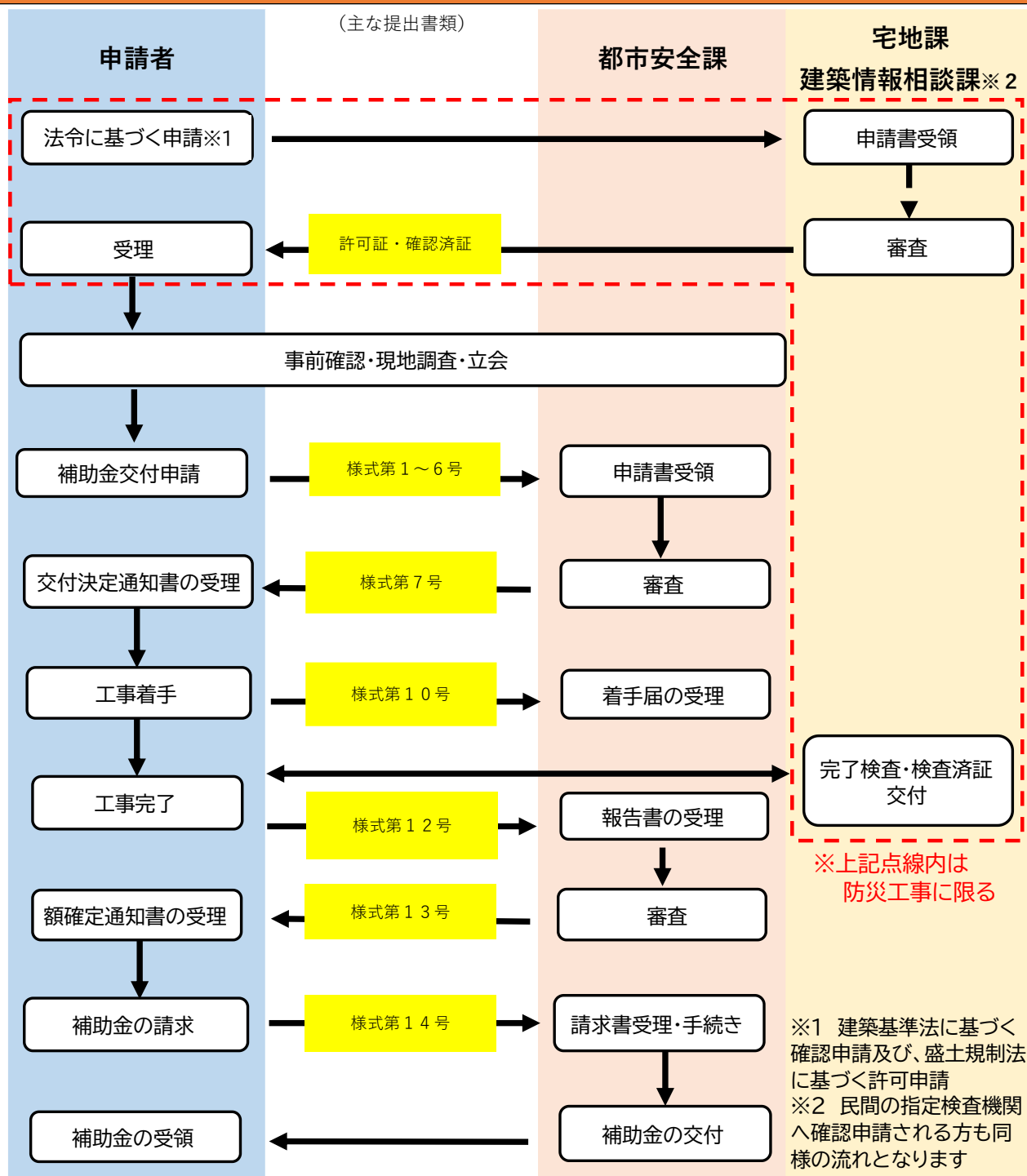
- ・がけ崩れの防災・減災に寄与しない工事(安全性の保障されない工事や仮設工事など)
(例)フェンス設置工、応急対策のみ施工(ブルーシート掛け、土のう積み)、コンクリート間詰めのみ施工、法の基準を満たさないブロック擁壁の新設など
- ・工事を行うことで土地利用が図れる平坦地が広がる工事

3 要綱・申請様式など

要綱や申請様式等については、千葉市ホームページをご覧ください ▶



4 申請の流れ



ご留意いただきたい事項

- ・支払いの関係上、申請した年度の1月末までに実績報告できるものを対象としておりますので、ご相談はお早めにお願ひします(令和8年度については、この限りではない)。
- ・申請書は提出順で受付を行うため、申請総額が予算額を超える場合には、受付を終了いたします。
- ・発災直後に着手し、既に工事が完了しているものであっても、対象工事であることが確認できれば、補助対象となる場合がありますので、都市安全課までご相談ください。

お問い合わせ・相談窓口

千葉市 被災がけ

千葉市 都市安全課 土地班

(千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所新庁舎低層棟4階)

☎ : 043-245-5337

メール : anzen.URU@city.chiba.lg.jp